


# 安芸高田市公共施設等総合管理計画 個別計画

## (1) 公共施設 ⑫ その他施設編

平成 29 年 3 月

 広島県安芸高田市

### 【担当課】

危機管理課 財産管理課 政策企画課 環境生活課 人権多文化共生推進課  
社会福祉課 子育て支援課 高齢者福祉課 **保健医療課** 地域営農課 農林水  
産課 商工観光課 管理課 住宅政策課 建設課 上下水道課 消防総務課  
教育総務課 生涯学習課

## 目 次

1 個別計画策定の趣旨及び概要	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 概要	1
2 施設別財産状況	2
3 各種分析結果	3
(1) 利用状況	3
(2) 1 m <sup>2</sup> あたりの運用コスト状況	4
(3) 利用者 1 人あたりの運用コスト状況	4
4 施設について	5
(1) 施設の役割	5
(2) 現状と課題	6
(3) 今後の施設の考え方	7
5 再編検討結果	8

## 1 個別計画策定の趣旨及び概要

### (1) 策定の趣旨

安芸高田市に限らず多くの市町村が有している公共建築物やインフラ資産等は、今後大量に更新時期を迎えます。また、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化等することが予想されます。これを踏まえまして、安芸高田市は、公共建築物やインフラ資産等の全体の状況を把握し、長期的視点による更新統廃合等を計画的に実施することにより、財政負担の平準化と施設の最適な配置を行う必要があります。そのため、第2次総合計画及び第3次行政改革大綱と連動した施設面の基本的取り組みを示すため、平成26年度に「安芸高田市公共施設等総合管理計画（以下、「管理計画」という。）」を策定しました。

本計画では、この管理計画で定めた今後の施設整備に向けた公共建築物管理基本方針に基づき、将来を見通した施設需要の最適化の必要があるため、個別整備計画を策定しています。

### (2) 概要

本計画は、管理計画「第4章 1. 公共建築物管理基本方針 (12) その他施設の方針に基づき検討しています。

## 2 施設別財産状況

施設別に建築年数や運営形態等の状況です。

No	施設名	運営形態 ※1	建築年	経過年数 (年)	耐用年数 (年) ※2	構造	総延床面積 (㎡)	収入 (千円) ※3	支出 (千円) ※3
1	佐々部診療所 (高宮保健センター)	直営	昭和 54	37	50	RC 造	235.61	0	0
2	川根診療所	直営	昭和 62	29	29	鉄骨軸組 木造	206.27	14,544	24,516
3	ふれあいセンターこうだ	指定	平成 11	15	50	RC 造	1716.69	3,329	3,329

※1 運営形態の「指定」は指定管理を表しています。

※2 耐用年数は、財務省令「減価償却資産の耐用年数に関する省令」を用い記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

※3 平成 26 年度実績報告書の収支決算書より記載。

### 3 各種分析結果

#### (1) 利用状況

平成 26 年度 月別利用人数 (人)

##### ・ 佐々部診療所 (平成 27 年 4 月で利用廃止)

月	団体	利用者人数	月	団体	利用者人数
4			10		
5			11		
6			12		
7			1		
8			2		
9			3		
合 計					

##### ・ 川根診療所

月	団体	利用者人数	月	団体	利用者人数
4		125	10		99
5		93	11		83
6		100	12		175
7		97	1		74
8		92	2		91
9		114	3		97
合 計					1,240

##### ・ ふれあいセンターこうだ

月	団体	利用者人数	月	団体	利用者人数
4		83	10		82
5		86	11		82
6		85	12		84
7		80	1		78
8		80	2		80
9		81	3		78
合 計					979

(2) 1 m<sup>2</sup>あたりの運営コスト状況

平成 26 年度決算報告の支出と総延床面積から算出 (円/m<sup>2</sup>)

	1 m <sup>2</sup> あたりの運営コスト
佐々部診療所	0
川根診療所	118,853
ふれあいセンターこうだ	1,939

小数点以下切捨て

(3) 利用者 1 人あたりの運営コスト状況

平成 26 年度決算報告の支出と平成 26 年度年間利用者数から算出 (円/人)

	利用者 1 人あたりの運営コスト
佐々部診療所	0
川根診療所	19,770
ふれあいセンターこうだ	3,400

小数点以下切捨て

## 4 施設について

### (1) 施設の役割

#### ・佐々部診療所

昭和 54 年、高宮町保健センターとして開設し、平成 6 年から佐々部診療所として地域医療を担ってきましたが、平成 27 年 5 月に民設民営により診療所を新築移転したことに伴い、診療所としての役割を終了しています。

#### ・川根診療所

昭和 62 年、へき地診療所として開設し、吉田総合病院から医師派遣を受けて週 3 日開院しています。

また、山崎歯科医院が週 2 日歯科診療所を開設するなど、地域医療にとって重要な施設となっています。

#### ・ふれあいセンターこうだ

甲田町役場及び駅周辺の一体的整備を進める「コアプラザ事業」の一環として、高齢者のデイサービスを中心とした福祉業務と乳幼児・一般の健診やリハビリを中心とした保健業務を実施する甲田町の福祉保健の中核施設として、福祉施策を行う甲田町福祉保健課と介護保険サービスを行う甲田町社会福祉協議会が同居した、保健福祉の中核施設として整備されました。

平成 16 年の安芸高田市合併により、甲田町福祉保健課が移転したことに伴い安芸高田市社会福祉協議会のみでの利用となり、平成 21 年から平成 26 年度まで安芸高田市社会福祉協議会の本所が置かれていましたが、平成 27 年度に本所機能が吉田町に移転したことに伴い、安芸高田市社会福祉協議会の通所介護事業所及び訪問介護事業所が利用しています。

また、甲田中央公民館の解体に伴い、厨房設備を中心として社会教育施設的な利用も増加し、平成 26 年度は 13 団体が 81 日間利用しています。

## (2) 現状と課題

### ・佐々部診療所

診療所としての機能を廃止し利用を中止しています。

佐々部診療所の医師招へいの条件として無償譲渡を提示してきたことから、医療法人側は無償譲渡の希望がありますが、譲渡条件について合意に達していません。

### ・川根診療所

利用者が 2,353 人（H20）から 1,240 人（H26）と、ほぼ半減しており、今後とも利用者の減少が続くものと見込まれます。

高齢化に伴い自動車を運転できない高齢者の増加が懸念される中、効果的な地域医療の供給体制の構築を進める重要性が増してきています。

### ・ふれあいセンターこうだ

第二次行政改革の中で、無償譲渡も視野に入れた大規模改修と指定管理運営体制の見直しを行ってきました。指定管理者である安芸高田市社会福祉協議会に無償譲渡することを視野に、計画的に大規模改修を進める必要があります。



### (3) 今後の施設の考え方

管理計画「第4章 1. 公共建築物管理基本方針 (12) その他施設」の方針に基づき、施設の利用状況により、継続、廃止、譲渡等適正化を行います。

#### ・佐々部診療所

平成6年から当該診療所で診療を行っていた医師の高齢による引退に伴い、新たに医師を招へいするための条件として、医師住宅及び診療所の「無償譲渡」の提案を行ってきましたが、診療所の老朽化が進んでいることから、平成27年5月に市単独補助事業により診療所の新築移転を行ったことから、当該診療所は廃止となっています。

診療所の無償譲渡は当初の医師招へい条件として提示してきたこと、医療法人に施設の利用希望があること、市として当該施設の利用計画がないことから、医療法人と無償譲渡の条件等について早期の合意と譲渡を進めます。

#### ・川根診療所

川根地区は221戸、470人が生活し、当該川根地区から市の中核的医療機関である吉田総合病院までは公共交通機関もなく、デマンド型交通機関「もやい便」が運行されていますが、乗り合い型交通機関の性格上、片道1時間程度の時間を要する等、受診機会の確保に課題がある地区です。このような中、当該川根診療所は、地域住民の健康を守る「かかりつけ医療機関」として重要な位置づけにあります。

今後、地域包括ケアの推進と、「施設から在宅へ」福祉サービスの提供体制の移行が予測される中、在宅生活を支える地域医療機関として引き続き適切な管理を行います。

#### ・ふれあいセンターこうだ

当該施設は、安芸高田市社会福祉協議会の甲田町における介護保険サービス事業の拠点施設となっています。高齢化が進行する中、在宅生活を支える介護保険サービス事業の重要度は高まってくると考えられます。今後とも地域の老人福祉の拠点として活用するため、老朽箇所を計画的に修繕し、譲渡条件等について、安芸高田市社会福祉協議会と早期の合意と譲渡を進めます。

## 5 再編検討結果

No	施設名	方針※1		長寿命化	スケジュール※2						主な改修履歴
		建物	機能		H28	H29	H30	H31	H37 まで	H47 まで	
1	佐々部診療所 (高宮保健センター)	廃止	廃止済	—							
2	川根診療所	継続	継続	—	調査	調整 協議					
3	ふれあいセンターこうだ	継続	継続	—	施行	施行	譲渡				H26 給湯ボイラー H27 調理室 H28 厨房機器

※1 方針—建物の「継続」は施設の継続維持、「廃止」は施設の廃止を表します。

※2 スケジュールの「調査」は施設現況調査、「計画」は基本計画策定、「実施」は実施計画策定、「施行」は長寿命化工事を表します。

